

正校

地方落穂集

七八

73
6763
4



門 73
號 6763
卷 4



校正地方落穂集卷之七

目錄

- 一 古米檢地條目之事
- 一 享保十一年被仰出し新田檢地條目之事
- 一 新田開墾願ふ付初發吟味之事
- 一 揃り代官新田場必見分之事
- 一 檢地役人之事
- 一 誓詞文言并罰文認方故實之事
- 一 檢地致し方の事
- 一 檢地竿入方の事
- 一 山畑竿入心得之事

校正地方落穂集卷之七

- 一 大場の檢地竿と大事り事
- 一 田畑境目植物の事
- 一 田畑位付の事
- 一 田畑高と結ぶ事

校正地方落穂集卷之七目錄畢

校正地方落穂集卷之七

信陽 東條耕子 校

○古来檢地條目の事

一 檢地を百姓の身代浮沈の極る所あれど別々を念入を第一其郷の大目の肝要あり田畑上中下の伏場或ハ及高出目つぐべき飲の考まて大目とて見定め諸変了簡しし繩強うん弱うん正道と打べき事

一 田畑上中下の位付專一ありをべく甲乙ふき地方を村付より上順と野末と下と致し三ツ打等分の位付作法よりへども山方野方の村々を相違の地方もろぬあるべく猶又用水悪水ホの掛引早損水損取納めホの勝手はよくよくお考へ位付より簡を用ひべき事

附田畑の坪付と明白よし地活の節を違ふ致をへき事

一 上郷下郷の分地面の善悪のよし限るべし農業者の外余勢をへき事
或を田方の過不及を野山草飼場等の勝手やを大概に合と申
乙ふまかり相考ふべき事

一 竿打を四人と限りとし田と畑或は穂の上筋田荒畑の打やうよく
吟味し一日の内裁量も試打のさきよく殊に入替多くは事
一 大田畑目の及びる所を裁度より差切打を別筆入歩より
なまきあり縄反敷の多くしりとも粗相をとりしりべし事
一 一組の内を手分としし打中知事

一 寺社屋敷の詮議の上屋敷分をかり除き帳面を別とゆいし申を
るくは然をとりし簡の及びる所を衆評の上を極めお済め候儀ハ

伺ひの上相定むべき事

一 道橋井堀溝も狭くお詰ゆべき事

一 案内のしり名主百姓の引落し之をふききめ誓詞申付べき事

一 勘定所或は帳面を認め外場所への入るべき事

一 親の田畑と子供へ分けりとも銘々持主の名を書付申すべき事

一 一村の内名主大勢を組下の百姓分け分付よりしり誰組と書
付以来名田の分付符をふまかりしりべき事

一 日く打本帳出来の上頭書よりしり以て毎日百姓を貸しあし
違名違落地二重付の有無を吟味しりべき事

一 間竿を大工曲尺より一丈二尺二分にお定むべき事
一 往還の大道田畑作場道ふらびは落堀岡柵堤の端通り三尺ツ

除き申さるべき事

一年季と定め田畑質物を入る者らある哉お尋ね質入らる何
年以前より何年限り入置既年季明きへ共請返し候おま
田畑流せりあり候又は何年以來質入し今又年季明き申出
をと致申出候其通りの證文を取り其者の名を記さるべき事
右之通り相心得べく候お分らる候お伺ひ申さるべき者あり

年号月日

○享保十一年正月仰出申新田検地條目の事

新田検地條目

一 関東所々新田畑屋敷検地の後先達て地所割渡し候ある分帳口へ
其番付の地引帳申し付上田畑一枚限り右の番付及畝歩へ地主名書

の札と建させ検地清次第右の札伏させ申さるべき事

一村より内割以りし及畝歩分けおま候を及別地引帳に記し札立候
右同断若し及畝歩知る所を検地以り候べき順の番付を極め右の
趣の地引帳と揃へ右同断札と建させ申さるべき事

但し野帳より先達て割渡し或ハ割賦の及畝歩と肩書し番付候
は落地おま候り候べき事

一村境あり候本田畑古田新田の境を検地よりわたり候る以前双方
の名主組頭或ハ庄屋年寄小案内の者立會せ右の境目お分らるべき
う境目と杭を建させ申さるべき事

但し右の境目双方申分らる候或ハ境不分明の場所ハ双方吟味
の上繪圖書付を以て相伺ふべき事

新田検地條目

一其村名主年寄組頭百姓の内吟味の上人数お応に申付落地位はるるに
昔あふび道筋用水溝幅無益の儀有るの段有休案内仕るべき旨
誓詞申付る事

但し繩引竿取仕は至る所若し非義の事らあふ代官勘定
人の内へ早速申出るべき旨誓詞前書に載るべき事

一間竿を六尺一分と一間の積りて長サ一丈二尺二分盛込三間竿
を以て之を打ち一及三百歩をすべき事

一繩を一間づきの管繩にて長六十間或ハ三十間繩を用ゆべし自然繩
延縮をゆるべき事由り早朝あふびは四ツ時八ツ時を以て三度
改むべし勿論管ちがひ目くらふ事やうよくおめて一間毎に間数の
を附申さるべき事

一間数の端尺六寸一尺二寸一尺八寸二尺四寸三尺三寸四尺二寸四
尺八寸五尺四寸右の寸尺不足の分らば捨て算用して歩は
一分ハ捨二分ハ三分ハ足しをより上の端分をより准しを捨加へ
りし畝の分合ハ致さるべき事

但し繩竿数を入いれを改め寸尺を用ひ平均の寸尺を右の
通り寸尺を用ふべき事

一田畑一枚限り間数合帳に付けよと合の上合算して又畝歩を用ひ其場
所二帳とも間数又畝歩へ勘定人印形にすべく小尤も間数又畝
歩を違ふらあふはゆじきや案内の者ども存寄申させお違ふらあふ趣
小つが改め直すべき事

一野帳の内一通り百姓共へ貸し渡し反畝歩を有るゆじき裁お尋ね

少しよても申分有之と承り届け改め直すべき事

一 田畑とも又字念入を書付べしあつて道巾用悪水堀巾改め其際の田畑脇書に記すべき事

一新田所く由年貢米詰めおろし蔵屋敷をありしは屋敷地の檢地入高は結ひ物成引よつて檢地帳の奥書に委細記すべき事

但し田畑の中は木大石塚亦有之はと除き其品地株の脇書よつて記すべき事

一 寺社領分境目吟味の上お終建はるやう帳面よ記すべき事

一新田畑屋敷林畑の内は寺社有之願の上お建はるは其場所の分を檢地たるべく願申出せよと檢地の内へ入るべく尤も廟所を見捨たるべき事

附檢地つてしれい分を其田畑の際あつて惣歩の所へ明白に書記を

一 借屋あつて小作有之は帳面よ本地主を記さべし若し借屋小作の名を記しなき由お終はるは本地主吟味の上お終建はるやう本地主の脇へ願の通り記すべき事

一 田畑の位付其村本田畑の位付を元よ用ひ上くの下中くの下下くの下見計ひ何れも一斗劣ると新田畑位を極むべし勿論其村古田畑真土の

所新田畑野土よは隣郷を吟味つて隣郷の野土田畑の位を以て見合せ土地お極むべし其村本田畑野土よて新田畑真土よは隣郷真土の所の位付を以て右同断見計ひて極むべし又屋敷を其村上畑の位付たるべき事

校正也一カ各惠集

一屋敷の内家下庭構ニハカクハの分と上畑の位付カウカチありし又屋敷構内の畑を見分の位と付け敷掛キカカリと林下敷残し申付べくい若し不応の敷林キハヤシ仕立シタテの吟味と遂トゲへま事

一漆栗桑楮ウレシククハカヅ植付ウヘツケのり其植付ウヘツケはかゝりて上地お応の位付カウカチをくま事

一旱損水損申立カンソンスイソンるありし一切キヤクテ岡上申キヤクテきん土地お応の石盛イシモリお極キマむ事

一新田畑場シンタハタバは竹木葎タケキ生立ナマタチ或は芝地シバ有アりし吟味の上カウカチ開カイホツ發ハツありまき所を地主お定め檢地ケンチのりし開カイホツ發ハツ願ガン濟ジの趣ソウを以て鉄下吟味テツゲ有アるべく田畑タテは成ナりまき場バを是コト右ミダ於オ節ノの趣ソウを以てお極キマめ又林畑キハヤシ或ハ山野を見斗ミタひ申付マシへま事

一兩毛作地リウモウサクチ片毛作地ヘンモウサクチの差別サバあり土地お応の石盛イシモリお極キマむ事

一田畑位付タテと土地再見チの為タメは小条コジョウ檢地ケンチのり上別段カミはお廻マシり石盛位付イシモリありまき事

一案内アンチの者誓詞セイヤ申付マシの上土地一二付ニハツケの番付バンツケ所トコロより一ヒトより十五六ジュウゴロウを段ダンと付ツけしるを取りウケ上代官勘定人カウカチ下役手札ゲヤクテを以て入札イリし案内アンチの者位付カウカチをい見合ミアせ相談サワランの上お極キマむ事

一檢地帳相極ケンチサウキョクのり代官勘定人カウカチありまき下役ゲヤク等取案内サライソアンチの百姓ヘイメイとも連判レンつとさせ清帳ウケテウ二冊ニサシ差出サシをくり一冊ヒトサシを其村名主ソノムラナシへお渡ワタし一冊ヒトサシは勘定所カンテイジョへお納ノウめまき事

一新田畑屋敷シンタハタヤシをて開カイホツ發ハツの趣ソウお応オウの儀ノありし吟味カウカチの上カウカチの通り相極サウキョクめ又品替ヒナカひヒり申マシ分ブン多タ採サイ美ミのり吟味カウカチの上カウカチの通りお極キマめ其

品書付を以て檢地仕廻の後お達なすべき事

一間敷及畝歩石盛付を以て檢地致し方村中惣百姓申分らば裁并

竿打繩引下くは至る体非美ある仕方らば裁并裁吟味の上申分

ハツ其段惣百姓連判の一札取るべき事

一竿取繩引の者より吟味し勤せ檢地の場へは並用の人足差出

げらかり申し付るべき事

一作毛踏荒らるる念入を申し付るなり且勘定人より下役竿取

は至る体木錢を拂ひ其地在合の野菜を以て一汁一菜の作り

酒肴ホ一切差出さず諸事費をなすまかり吟味申付るべき事

右檢地を百姓永代の家督より間檢地石盛地面お当りてハツ念入

をなするあり

享保十一年年八月

追て各目字しをてお廻申さるる在府之面々を苗守居の者披見

りしお返さるるべし

此度關東所々新田畑あり見取場檢地の候は付各目お極小字し

遣ハし各檢地の所々有之者を右の趣を以て檢地相心得らるる尤

も檢地ハるる所々有之は相伺はるる以上

午八月廿九日

井沢称惣兵衛

細目称三郎

神谷武右衛門

辻 六郎左衛門

松岡称太郎

萩原源左衛門

縮生下野守

久松大和守

寛 播磨守

駒木根肥後守

右始^{ハシ}りて記^キしたるを古代^{コダイ}の條目^{ジョウモク}より古田新田^{コノノノ}の差別^{シヤベツ}なく一体^{イチタイ}の檢地^{ケンチ}條目^{ジョウモク}と久^{キウ}く後^ゴに記^キしたるを近來^{キンライ}新田檢地^{シンテンケンチ}の條目^{ジョウモク}あり前^{マエ}こそ古田^{コノノ}よりとソ^ソども地^チ浩^{コウ}く百姓^{フシヤク}困窮^{コンキウ}又^{マタ}び^ヒり或^シハ年^{ネン}久^{キウ}しき檢地^{ケンチ}にて田^{デン}地^ヂ伏^{フセ}場^ハ水^{ミヅ}帳^{チヤウ}引^{ヒキ}合^{アヒ}とれども一向^{イツウ}は知^チる持^ヂ主^{ヌシ}も其^{ソノ}田^{デン}の本^{ホン}分^{ブン}を知ら^シらるる願^{ネガ}ひ出^デせ仰^{オウ}せ付^ツらるることありやうの類^{ルイ}はとて村^{ムラ}方^{カタ}減少^{ケンシウ}たりあり尤^{モトモト}も高^{タカ}増^{ゾウ}減^{ケン}とも高^{タカ}帳^{チヤウ}動^{ウツ}くことありを容易^{ヨウイ}のこと

より其^{ソノ}上^{ウヘ}入^イ用^{ヨウ}も多^{オホク}分^{ブン}かるることなきを當時^{トウジ}古田^{コノノ}の檢地^{ケンチ}をよりく據^{ヨク}あり候^{コト}は先^{マツ}に仰^{オウ}せ付^ツられ然^{シカ}し地^ヂ押^{オシ}ホを品^{シナ}より仰^{オウ}せ付^ツらるることあり是^{コト}以^テて容易^{ヨウイ}あり候^{コト}あり然^{シカ}るとソ^ソども其^{ソノ}時^{トキ}その品^{シナ}より一^{イツ}際^{サイ}を演^{エン}べ難^{ガタ}し

○新田開闢願書付初發吟味の事

一 前^{マエ}の空地^{クウチ}にて有^{アル}之^シ芝^{シバ}原^{ハラ}又^{マタ}は沿^{スミチ}地^ヂ小^コ新田開闢願書^{シンテンカイホツチキヒテ}出^デ節^{セツ}を右^{ミドリ}吟味^{ギンミ}場^バ所^{シヨ}其^{ソノ}家^ケ寄^{ヨリ}代^{ダイ}官^{カン}へ申^{マウ}し付^ツられ候^{コト}あり然^{シカ}ども支^シ配^{ハイ}村^{ムラ}古^コ新田^{シンテン}場^バ所^{シヨ}へ相^カ拍^{パク}り候^{コト}へ右^{ミドリ}願^{ネガ}繪^エ圖^ズ書^{カキモノ}物^{モノ}其^{ソノ}代^{ダイ}官^{カン}へお渡^{ツク}し吟味^{ギンミ}候^{コト}へべき旨^{ムネ}申^{マウ}渡^{ワタ}らる候^{コト}あり尤^{モトモト}も右^{ミドリ}の趣^{ソウ}仰^{オウ}せ渡^{ワタ}らる候^{コト}あり

一 願^{ネガ}入^イ役^{ヤク}所^{シヨ}へ罷^マ出^デ候^{コト}は在^カ方^{カタ}の者^{モノ}あり當^{トウ}地^ヂ旅^{リョ}宿^{シュク}の名^ナ所^{シヨ}を尋^{タツ}ね書^{カキ}付^ツ候^{コト}より右^{ミドリ}新田^{シンテン}願^{ネガ}場^バ所^{シヨ}を料^{リョウ}所^{シヨ}私^シ領^{リョウ}一^{イツ}村^{ムラ}限^{ゲン}り村^{ムラ}入^イ會^{アイ}場^バ所^{シヨ}料^{リョウ}所^{シヨ}

本正地... 卷之十
何の誰代官所私領何の誰知行所と何村と都合我村入會より我
の訳委しくお尋ね尤も右願に付村と相對つてし我の趣は是亦書付
と取るべきあり

一 右入會村と地元村と代官地頭の役人へ吟味承る代官の元々役のその
は文通つて何々の市用としてお尋ね候儀は坐の間何村との者未幾日誰
後所へ罷出のやう仰せ付らるる下はるべく旨申つてのし呼出をあり
一村と罷出のつて右場所新田願に候ある趣申すことし此沼原前より右
りの訳して新田よりある所より我或を原付の村と秣肥の爲め空
地として差置れ我又沼を近辺村と用水より引取れ我或は村と惡水を開く
を爲す差置れ我又其所渡世助成の爲めあり候は付差置れ我の旨又
新田仰せ付らるるにて古田の障りあり候は我より候はるや村と勝手より

宜しく裁の段お尋ね吟味の上何方の障りあり候はる場所の伺の
上新田開設仰せ付らるるあり又障り村とあり候はるへど其場所見分吟
味より候はるあり

○掛り代官新田場所見分の事

一 右新田村と障り候はる上場所見分として代官命を蒙り彼地は
至り見分の上新田場所廻り検地として地誥の上當時在形の及別を括
りその有り用水の引方惡水の次第を見積り候はるは前々村より
の切添立出の有るを吟味を遂げ切添立出候はるは此度の新田
内は困ひ込を右及別を以て新田受方のものへ地代金申し付るあり勿
論其地の善惡より伺の上次第のつてしやうのの新田大方開闢の
内三ヶ年の間整下を免して作取に仰せ付らるる候はるは三年耕

本正地... 卷之十

野とも申をふり 盤下三ヶ年をくまど伺の上 檢地仰せ付らるること不
也

○檢地役人の事

一 檢地命せしむる節を掛り代官ふらび 勘定後下役竿取罷越をふり
其内代官勘定後を誓詞及び下役竿取り誓詞申し付らるること不
り代官勘定方とせしむる執行ふ

○誓詞文言并罰文認方故実の事

一 官の由為と專一に仕り後暗き儀仕る處じく小事
一 由後内随分念入を粗末を之やう仕るべく小事
一 仮令親類縁者好身のものをあつりいとも依怙具負一切仕らば有休
仕るべく小事

一金銀を申す及び杖つうやう 輕き品多りとも一切受用仕る處じく且

少くの物たりとも借用仕る處じく小事

一 権威が属しき儀仕る處じく若し受方百姓が不届の儀有之ハワ申上

由下知を受け取計ひ申をべく決して自身とて手荒の儀仕る處じ

く小事

附不作法の好色仕る處じく小事

一 朝夕由定のふり村方馳走ホ一切受申を處じくあつらひは食事好と仕る

處じく小事

一 田畑踏荒し申らば万端お慎み所の難儀あつらふやう相心得申す

く小事

右の条に屹度相守り申すべく若し相背くは於て

梵天帝釈四大天王惣日本國中六十此行十

餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現三島此行十

大明神八幡大菩薩天満大自在天神部類此行十

眷属神罰具罰各可罷蒙者也依此請此行十

如件此行

何之某

名乘血判花押

年号月日

右の字配^{ジクガ}に認^{シタム}り多^クり又字數六十六字を日本國中六十六ヶ國の神祇^{スミセ}と勸請^{スミセ}する意ありと云く

○檢地致し方の事

一檢地せしむるを先達との村方内割地引案内帳と出させ一筆限り

番付と肩書に記させ一枚毎に札と建右番付の順にありかゝ檢地し

せしむるあり檢地役一手代官一手代一人或ハ二人下役一人等取二人その

ちり向數呼次の者二人其等取は百姓の内より出地引案内の者一人或ハ二

代り合帳と付するもの一人兩人を一人を目見都合八人むらて代

官勘定役惣奉行として諸手を見廻り差図をたぬあり

一間等を長一丈二尺二分あり三尺の内へ目を盛り其外一間毎に切廻

しして墨を入るあり但し二分の余分の土入の爲ありけり堅字横

字兩人より等取一人は百姓一人は付て數のり合せせりあるあり

數の十とりかたしを大声りて呼ぶるあり尤も小數を指しを美へ十

を片手よりたぬ等取に附て歩行するあり扱字を打仕廻り何十何間何尺

何寸と等取呼終るまで呼次の者右の通う押返して呼ぶことありと云

一ツ又を間数お違ふきを云々する為又一ツ又を関ちがひくねあき為
めあり

一 検地をいつくある形カタチの田畑ありとも 堅横カタコヨコ十字ウツ打ウツきあり尤も
横竿ヨコサナ大切あり念オンを入イ入イ歩イとつふことありくねを田畑とも二十
歩ハク足らざる幾フツカの地キレレヨ近キレレヨ所キレレヨより其歩ハカを量ハカり肩書カシカキは何程入歩と
して大歩オホフタの所ツメコへ誥ツメコ込ツメコあり幾フツカある所ツメコと帳面テウメンは一廉カドは記キをことつゝ
とつゝ候シカリあり然シカリとつゝとも地主ヂヌシ替カりては所ツメコの格別キョクベツあり同ドウし地主ヂヌシと右
の如カくあることあり又一畝セとも面付オモツキたるを入歩イとさるを誤アヤるべし
況イんや其余イはわたりぬや惣ソウとて検地ケンチの竿サナの立タちりたり委イしくと未
記キを
一 竿取サナトリの者モノ竿サナの鍛練カネレンありてハ危オヤウきことあり 検地ケンチハ百姓ヒヤクシヤウ永代エイダイの淨ケン沈センたる

又マ由ユり別ワけて念オン入イまきことあり 竿サナの持モチやう我ワガ立タ文ブンの帯オビの上ウヘ端ハタは当アテ
と持モチち腰コシと居イへ肘ヒジと脇腹ワキハラへ付ツケて動ウゴくはるやうに緊シカと固カタめ腕ウデ先サキを打ウツ
あり歩行ホカウを定サむること肝要カンヨウありはきを巧カウシヤ者のものを歩行ホカウして間数ケンスウ
を量ハカり違チガひふしとあり三足サンソク一間イツカンとつゝ法ホウたり歩行ホカウは法ホウたり
一 右替ウチガ替カりの仕方シカタを長十五間ナガヒコノ或ナハ二十間ニジュウカンの水繩ミズナウ又マタハ継竿ツギサナより間数ケンスウを極キめ
置オキき幾遍イツベンも打返ウチカエして体タイのかとめ腰コシあふびは歩行ホカウの調子テウシと修練シウレンを云イふし
本場所ホンバシロはあつても其手オノテの上ウヘ後折アトマヅリと不意フコイに打返ウチカエさせ竿サナの合アう合アはるう
と吟味インミを云イふし

○ 検地竿入様の事

一 田畑タハタとも竿サナを入イる前方マヘカタ上役ウヘヤクのり其地面オノチノの形カタチを熟トクと見定ミサめ出入シュツニュウ
と考カガへ竿サナの入イるを見積ミツメり甲乙カウエツの所ツメコへ出デし竿サナをいつとし前後ゼンゴ左右サウバウの

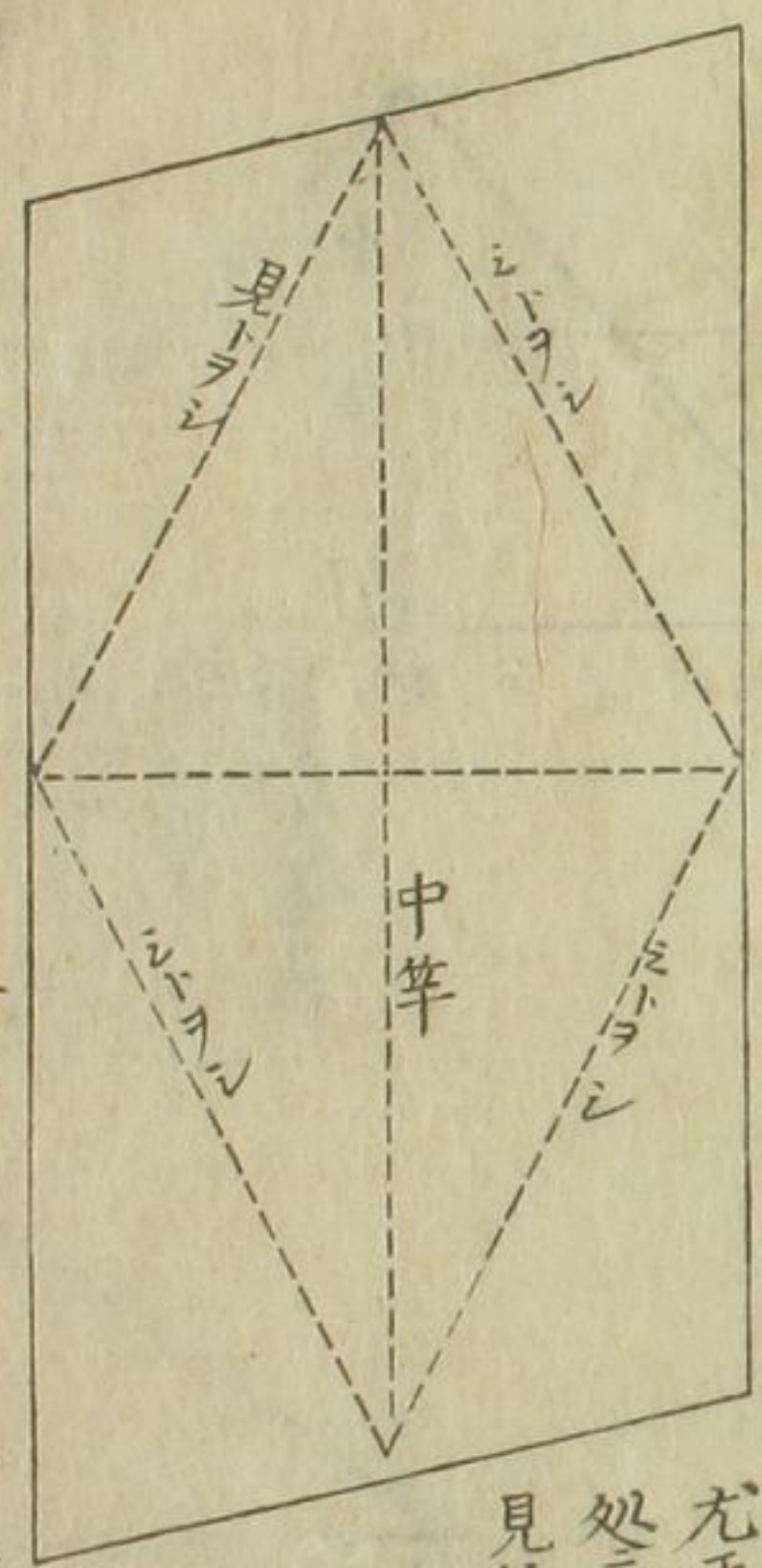
出入と立用して田畑と打始の真中へ堅竿を立て打終の所を見
通し差図をばし横竿を打始の場所と見定め竿を立てるべしと
て竿を堅竿より打始するあり 堅竿打始めより横竿を打ち中
て十文字をあらうやうに打つてし打終の見計と差図して竿取心得
させ打へしとて見積りの手練肝要あり左の図より大方を心得
し



此ノ如キ形ヲ片狭ト云

出レ竿 堅竿打ハシメ

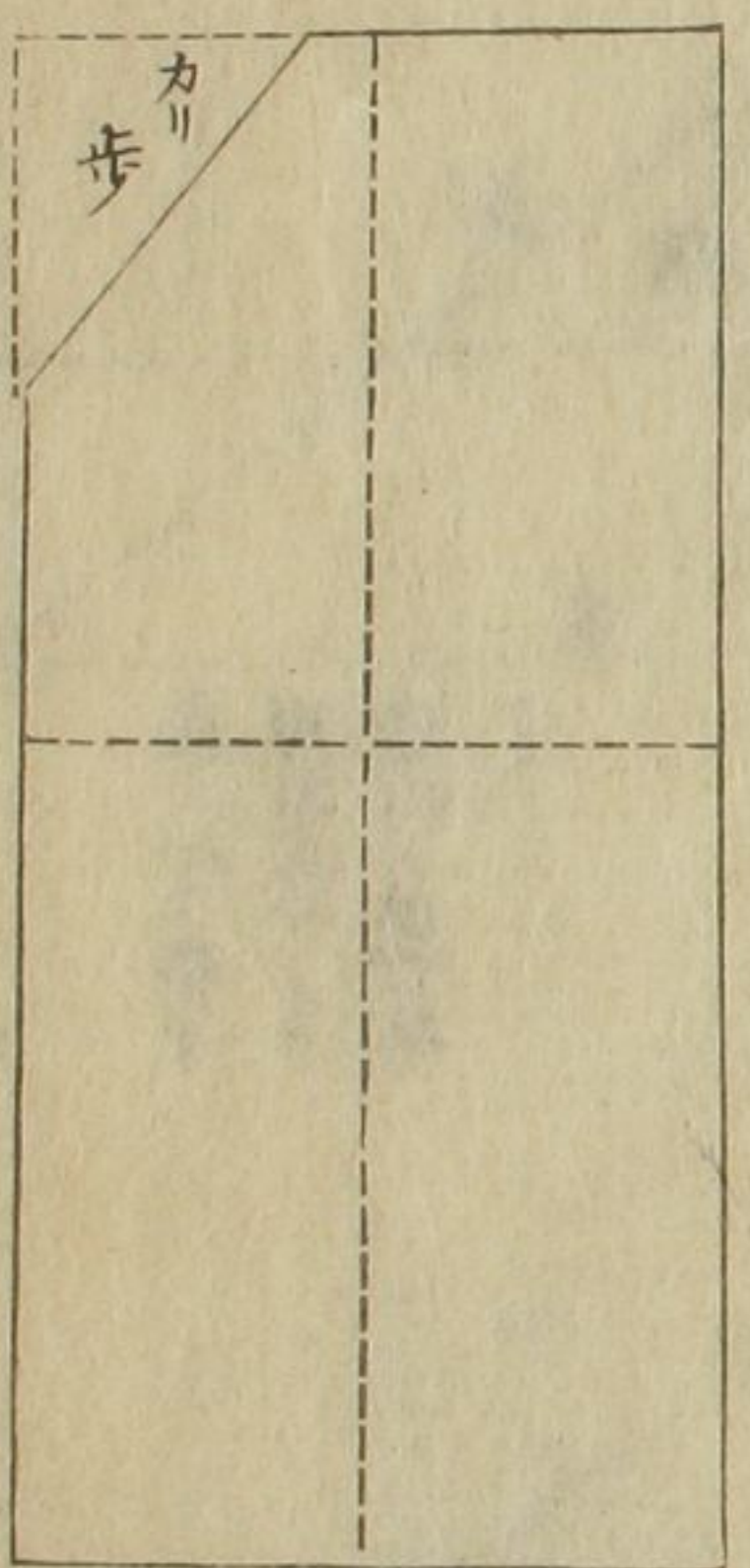
此見通シ菱形ナルハ結ヲ付テソノ場所ヲ知ルタメナリ



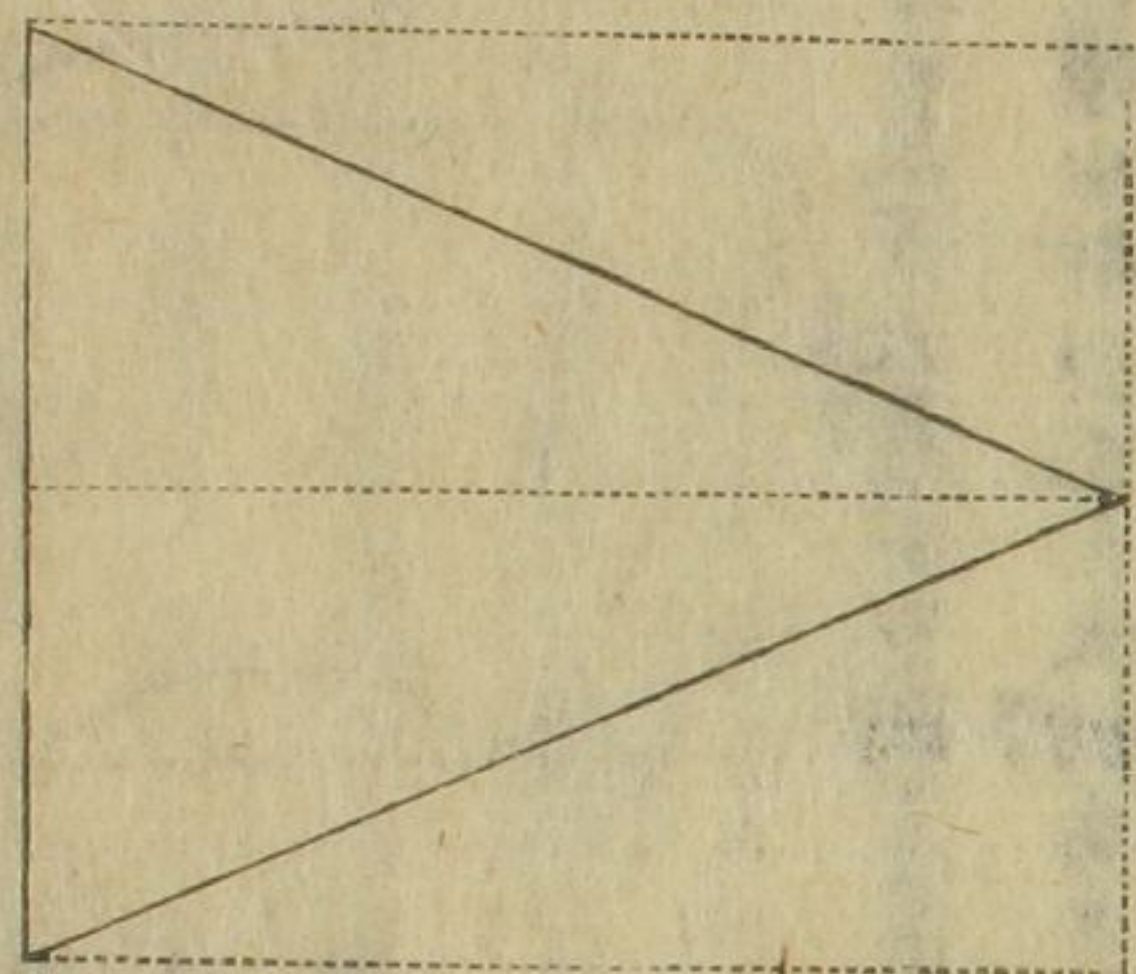
此形ヲ隅文ト云

堅竿ヲ立タラ見テ横竿ヲ打始ルナリ

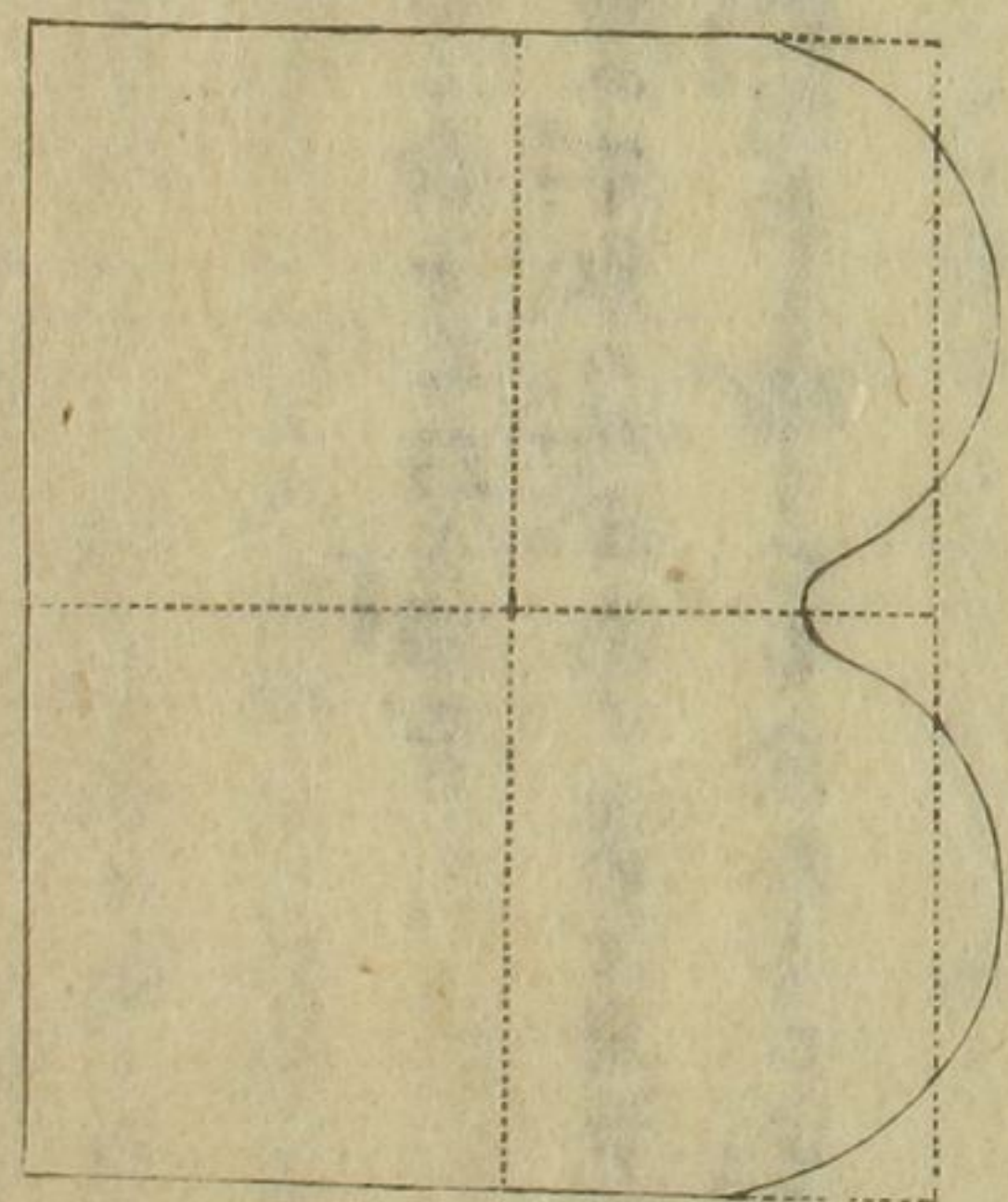
尤モ大歩ニテ目合量ニナルガタキ
処ニ用ユバシ然レ此ノ如クナクモ
見竿三本立テ見テモヨレ
竿ノ立ハシメト打シメイヲ見
合スルノ肝要ナリ



此ノ如クナルハ十文字ニ打チ
反歩ノ内カリ歩ヲ引テ帳ニ
反畝歩ラレルレ外何歩出歩
ト脇書ニレルスナリ 八歩ハ前
ニ記ス通りナリ 内何歩入歩ト
記スベシ

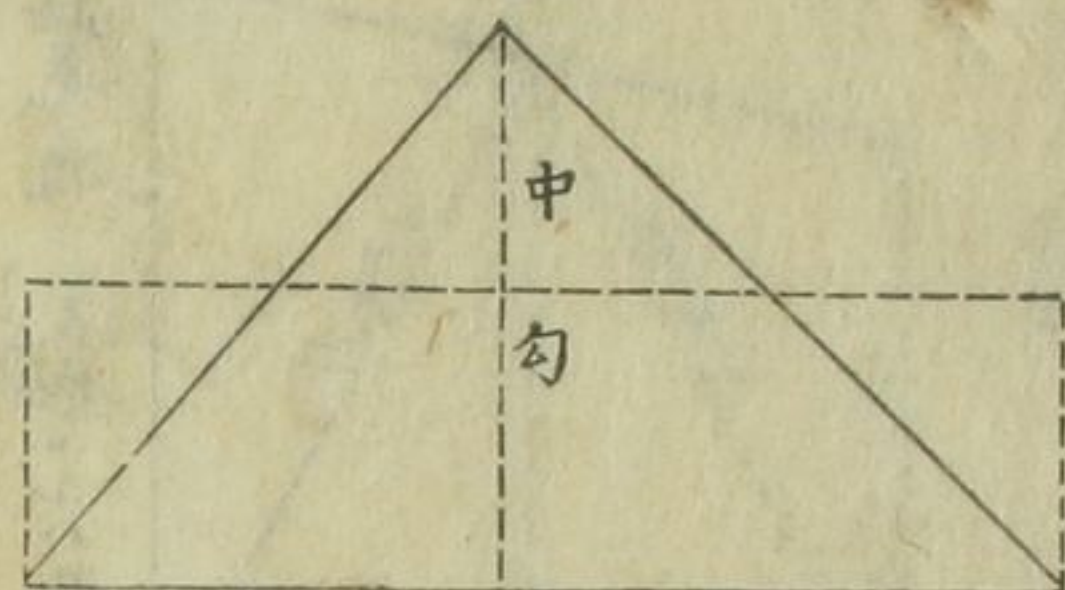


歩詰ノ形此知レ

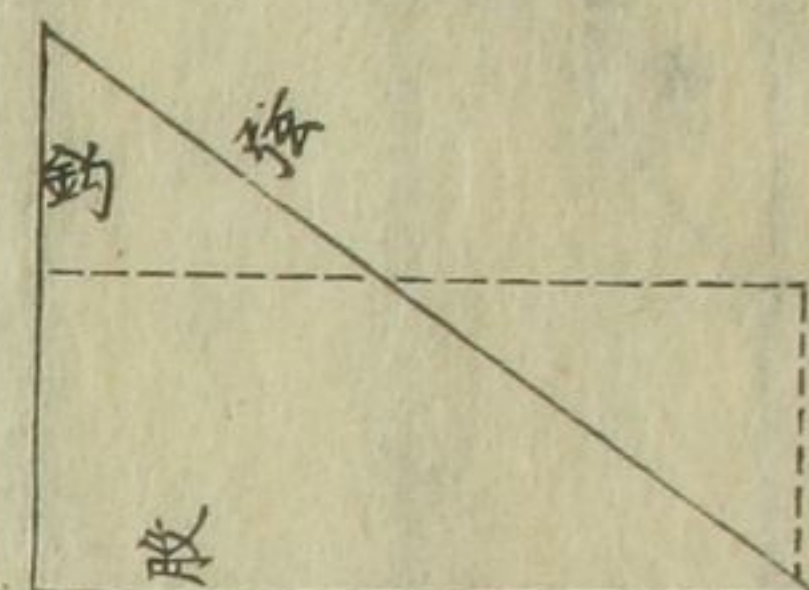


此ノ如キ形ヲ^{ハッ}答カケト云

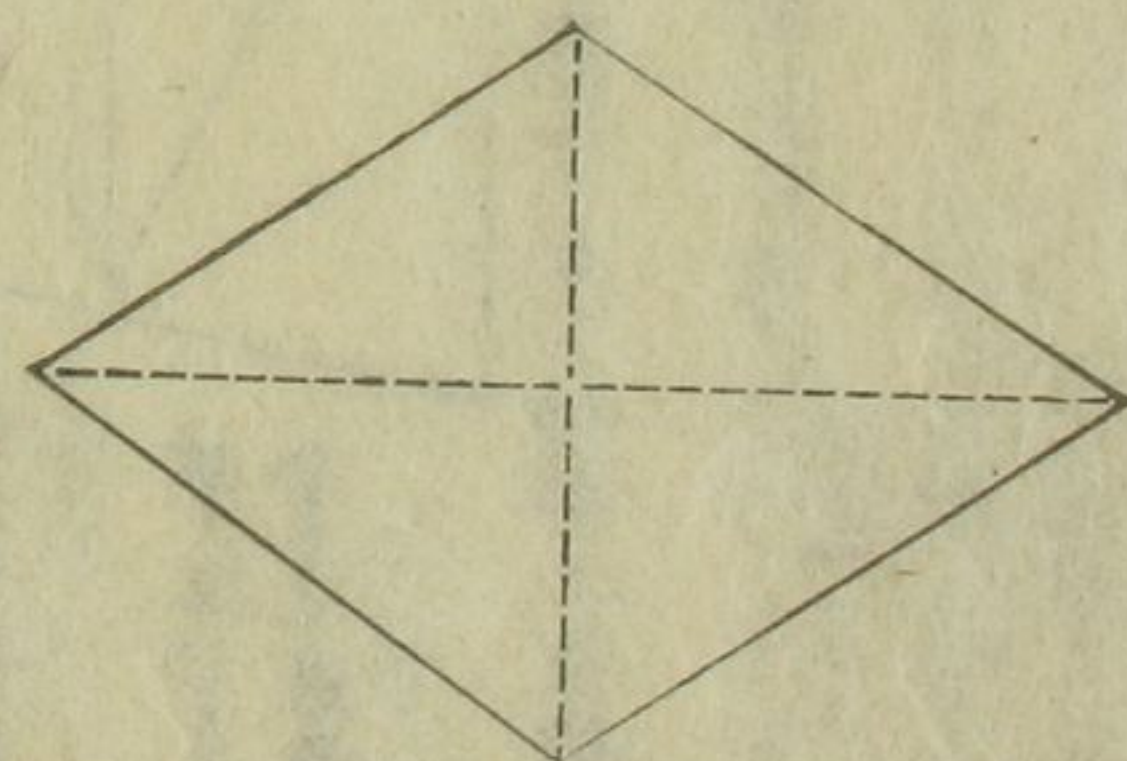
此ノ如キ形ハ四ノゴトク見通レ
ヲ立テ文字ニ打テ違ヒナレ



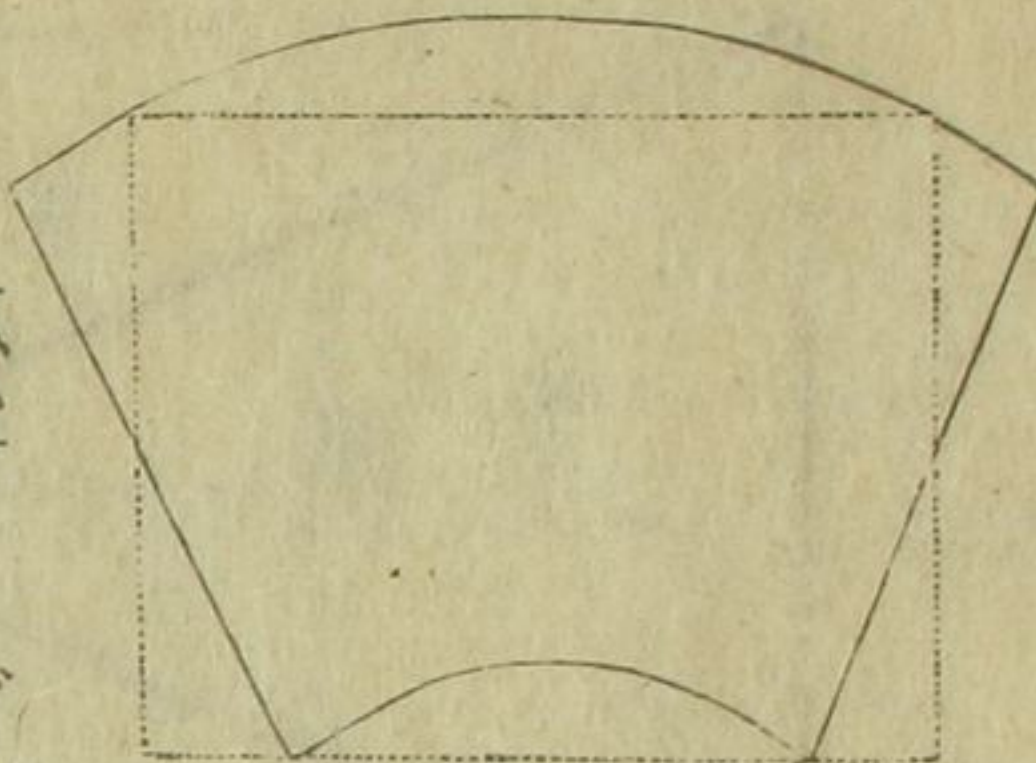
此ノ如キ形ヲ
双勾弦トイフ
竿入方前ヨ
シ



此ノ如キ形ヲ
勾股弦トイフ
股間ヲ^{ナリ}豎ニ打



此ノ如キ形
ヲ菱形ト云
テ文字ニ打
テ横間ノ半
減モ用記ス



捨步入歩ノ尺此圖ニテ知ルベシ
此ノ如キ形ヲ扇子形トイフ
豎横ニ竿ヲウツナリ

竿の入り方大旨右の図にて知るべし余をこゝに准む

一竿の横を打つ尤も大切あり依て横の竿取の巧者あるものと用ひべし
横竿を過不足も立つものあり豎間長き場を余をどのお違
あるものあり

畔際を豎横とも一尺づ除くことあり屋敷裏の田地を木蔭の分

間通う除くあり畑も右に准む

一古の儀ゆへ百姓方をして小歩を受るを勝手と云ふは一枚の境
と畔を掛け検地消しのち其畔を取ると歩面と廣くするの方便あり依
て余り小歩あるを吟味して同人持あるが畔を抜き捨るべし然し
抜てよを畔と抜がとき畔なり吟味の上無益の畔を抜をべし夜令小歩
ありとソへども次第下りの土地などを小切に水持畔をうけ縁をその
田水わたり不同して耕作ありがとき所なりを小歩の内へは打
べし又余り大歩もありても水持り其場に至て見分の上勘辨する
べきことあり

一畔の巾一尺に限るべし是亦大畔より狭くするあり吟味の上水持の
畔を又を足入の場所作場への通ひ畔ありを稲蒔上の節通行のため

間ををたるもよし作場道是亦成るもけ多く然るもあり吟味の上
申し付べしこれと人馬とも通ふ道あり又往還道中無益は廣く願ふ
の多りこれやと吟味の上お申し申し付る多り右の教をて竿を除く
あり尤も道の左右通り田畑の脇書よを多あり

○山畑竿入心得の事

一山畑と打つより打てを違ふをあり下り打よりし又山の溶り
凹とふどを竿を打をちぶふをあり水繩をとるを繩よりを打つ
るし

○大場の検地竿は大事なる事

一林畑葎畑ホの一繩は五反し七反り検地をるときを別して竿は大事な
るうやうの大場の竿取の法替古くてを失多し又差図は秘事なり

此くの如き場廣の所を其形見定め難きものありは是は竿先少し
曲りてゆその勾配を以て打ち行くときを間数格別延び十字字を成
ぐし是かの検地を先四方の境通りの角へ入を廻し中央は空樽の
踏臺のふもとを居へ差図のものを此上へ登り其形を見定め竿を人多
筋を極め境の角に立る人と棹を以て差図して其筋へ立せ扱長棹
の先は切裂糸を付け四本樽へ豎の標を白く横の標は赤く二本は色
分けして四方は標と立右の臺の上へ十字字の曲尺を置き堅筋横筋
を見通し四方を見定り上より竿を入るより竿取堅横ともは手
の標より向の標を目当より打より然るときは少しも違ひふく手廻しよ
しこれ兼て又度々置き置手傳のものを右の次第を申し含められ
連ることをありやうの場亦足場よりしやうとせざる所は竿取の歩行

心得りくべし

- 一 見通しより引付とりのことなり又草を結ぶとりのことなり
- 一 検地の野帳を打目と向ふより綴りありて風の吹立げを為さるり片面四つとも五つとも割を極めて書べし罰を引ぬがよしと宿りて苗守居空手のもの河作もろべし
- 一 箕盤と黄楊顆とよくと水は浸りてよく走るものあり且玉重まゆへ風吹よも動らぬあり又鉄の矢立筆と用ひべし

○田畑境植物の事

- 一 田の境目よと著我社若のふんし水は強く又切らきたる方へ殖る草より依て境を切らむことあり難し
- 一 畑の境へも揚柳水蠟樹のふんを植べし午房根ふく土中へ入るも

のあり

○田畑位付の事

- 一 田畑位付を検地清し上りと別帳よりべし代官勘定役手下役惣手一同廻りあり見合せの爲め百姓方よても位付のしせ置るがよし
- 一 宿小き箱と一ツ拵へ其蓋の真中よ札の這入をどの札を明け薄板を白漆りて塗るる小き札を人数よ應し拵へありて右の小札を手に持ち検地順よ見初るあり土性の善惡を古田上中下の土性を見てこきよ元づき准じて見るべし然るも條目よりあるごとく古田の土と新田の土と善惡差別異なることありべし然るを隣郷よ新田土と同様の土を見分し其位を尋ねて元よ立べし然し土の善惡を知る人を仮令古田の土と異なるといへども古田畑の土を見て新田土の善惡

但し野方の野土畑風除の植物ホと心得りぐべし地誥よも又心得り
をし

一上より位定めがき所を中よりありとも下よりありとも位を極め
退とぐし

一立毛の上より位を付るよと立毛の出来不出来は拘つて地統を以て
吟味をぐし立毛と同じ土地は作りては作人の手入肥しの多少善悪ホ
又因て立毛甲しれをばあり出首と第一よ心得る内は勘辨なること
あり又所より歩筋を以てし実のりの善悪籾米ホの照り曇りふど
よと土目の善悪を知ることあり又土目よけても年々作毛りき所
も有りるはと土地の伏やうよとあり是れ地筋とつは是れホの趣意
熟と心得吟味りぐべきあり

一田を畑よむし置く場所はあふ水と盛て改むべし畑廻りよ掘付
田ろはろる場所十歩内又は十歩外をを入歩よむし其余の田は打つ
をし

一田畑位付を元来上中下三段は極むるととく然まどる上の中又ハ
下々の悪地を見付田ホの位りぐべし上々といふをりぐべし又令
一村の内といふとも土の種々ありべし田方の土目をよるしくしを畑
方のよるしうぐるも有り又畑方より田方のりきま有り又土性上
中下の内よも品々有り麩香真土砂真土は石交り真土是ホと上土
と灰又堅真土填真土野真土のるれを中とし赤野土白野土砂場山土の
るれ下あり又灰野土はぐふ土冷砂交りの類を下くとは此外国所は因
て種々の土性有り然まば上中下三段を大音とて三九段十段も有

るべし此土の品を見て位付の切合せ勘辨肝要あり

一 一体深場フカガの内の浅田アサダを以て上の位と云夫より段々中下の位を立たてるあり

一 畑の土目を踏フて足當りアヒタ和やわらふとみかゆると上土あり土ゆるく堅カタきを地性チセウゆきふり作毛サツダふき畑を草クサの生ハくくし知しるべし上土の草を太フくゆるやうぶ生ハるあり下土の草は瘦ヤセて土へひらむあり又野土を丈延タビても細ホソし

一 朝露アサツキ雨アメ上りよと土目一段イチダンより見ゆるあり又立毛も同断ドウタンあり又肥コしいるせし節セツを一位イチイより見ゆるあり風吹照カゼミテりつゞきのとまひ土目立毛ともアレ悪く見ゆるものあり

○田畑高結ぶ心得の事

一 田畑タタと高タカ結ムスぶハ次第シブイより先づ其村の古田畑を見分わけてその段々ダンダンに當アて心覚ココロサトとし古田の位イに立タて石盛イシモリの勘辨カンベンよりべし石盛の記元キゲンを前冊ゼンソクに委スしく記キせる如く立毛タテモより仕出シダをあり立毛ふき節セツの稻株イネカの善惡ゼンアク植ウ方の廣狭ヒロヒナ上地の善惡ゼンアク地方の高タカ低ヒカより量ハカり知しるあり石盛の仕出シダを立毛より仕出シダ土地の位を土の善惡ゼンアク地面の厚薄カワハクよりべし田畑上中下の位をその村に極キりりといへども石盛土地善惡ゼンアク別ヒツクくありはまじり上田より十七八の所も有り十五六より盛出モリる所も有り又を十一二より付ツくも所も有り是これ土地の善惡ゼンアク立毛出来方デキの次第シブイよりよるものふりりりり勘辨カンベン肝要カンヨウあり田畑をその年の豊凶ホウケウよりまじり年貢ネンキョウの増減ゾウケンより高タカと凶年ケウネンよりつゞき減ケンることなく持前の高役モチノタカかゝるもの七納シムりあり夫のレよからんすく傳馬デンマ錢夫役ゼンバ或ナ定助テイスケ大助ダイスケ加助カスケ小の人馬コノヒトバ

役用掛りの普清渚式人足國後軍後舟の臨時中をいふ高へかゝるを
 依て地徳不応の石盛を受てを百姓永代の難美とあり退薄の基あり
 又所よりうづせ盛とを助成と見込と地面の外より石盛を進ませるこ
 ともあり然し此ら別して大事あり助成なりとをむざとを計ひごと
 し其助成の品をよく考系して永代動きふき助成と見込し動き
 る助成を年々取箇へ見込むべし

一 田勝畑勝の所高を結ぶる勘辨肝要あり田畑等分は畑少し多きを上
 の村より高の目当り心得りて田方三分一畑方三分二の村を中の
 場所より田方より或は畑方より下々の村あり右ツツとも勘辨
 ありことあり

一 檢地ありびり位付たり朝夕を厳しく暮ら後むとのあり初中後とも

とも同じ調子よりいふしを朝と元氣盛んありゆへ物毎厳しく
 暮ら身体草臥心気撓る自然怠氣を生るゆへ緩くあり又夕方ハ
 その緩としよ心付候は取りゆるゆへ又厳しくあり然し是れを初
 心の内なることあり心得べし

右檢地一件の心得其大旨此のごとし此他品よりなりとソレども事繁
 きゆへ爰は畧之余を前巻に出る趣に准じ専ら公道を守り執行りて
 しむご地方ハ只勘辨の二字より上中下より付て心得べきこと猶乃
 者の人の深志を受くべし

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之七畢

校正地方落穂集卷之八

目録

- 一 西廻米積船定書之事 クハクイツミ、ミチサダガキノコト
- 一 同船頭水主炊等へ申渡の趣并に請書之事 ミチウヂノミチ、ミチウヂノミチ、マラレワシ、ヨシキミ、ウケレユ
- 一 同上乘請書之事 ウケレユ、ウケレユ
- 一 同船中日記前文言之事 ミチウヂノミチ、ミチウヂノミチ
- 一 西城米浦觸之事 ミチウヂノミチ、ミチウヂノミチ
- 一 同送り状之事 ミチウヂノミチ、ミチウヂノミチ
- 一 西廻米出船注進書認め方之事 ミチウヂノミチ、ミチウヂノミチ
- 一 同船運賃渡せし後異變有之船定法之事 ミチウヂノミチ、ミチウヂノミチ
- 一 同濡澤手船頭辨米之事 ミチウヂノミチ、ミチウヂノミチ

- 一廻船請負人敷金の事
- 一破船有之節書上の事
- 一淺草市蔵より撰出俵澤手ホ拂米の節の事
- 一同市蔵番数の事
- 一手本米箱仕立様の事
- 一所々河岸より淺草市蔵迄運賃の事
- 一海船川船打替の事
- 一海上流を荷物取上定法の事
- 一江戸方合東京より八丈島追里数の事
- 一島手代相止し事

校正地方落穂集卷之八目錄終

校正地方落穂集卷之八

信陽 東條耕子蔵 校

○御廻米積船定書の事

覚

一船中^{セシタ}に於て^オ内城^{ウチノシロ}米^{コメ}不作^{ササハ}法^{ホウ}仕^シる^ルは^ハじ^ク萬^{マン}一^{イツ}納^{ナク}米^メと^ト澤^{サハ}手^テ欠^ケ米^メホ^ホし^シ准^スへ^ハ少^シし^シも^モ隠^{カク}し^シ取^{トル}り^テ後^{ノチ}日^ヒは^ハ知^レま^シめ^ルも^モ穿^{セン}鑿^{サク}の上^{ウエ}船^{セナ}頭^{カブ}水^{スイ}主^{シユ}の^ノ儀^ノ申^シま^ス及^ツび^ニ品^{モノ}を^ヲ寄^ヨり^テ諸^{シヨ}親^{シン}類^{レイ}と^トい^ハふ^ハを^ヲ罪^{ツミ}科^カと^ト行^ユつ^テる^ルべ^シき^{コト}事^{ナリ}

附^{ツケ}船^{セナ}中^ノ火^ノの^ノ用^{ヨウ}心^{シン}堅^{カク}く^ク相^{アヒ}守^モり^テ諸^{シヨ}勝^{セウ}負^フ事^{コト}一^{イツ}切^{セツ}仕^シる^ルは^ハじ^クま^シき^{コト}事^{ナリ}

一内^{ウチ}城^ノ米^ノ船^ノ積^ノの^ノ節^ノ楫^カ檣^カ網^カ碇^カ米^メ薪^カ諸^{シヨ}道^{ダウ}具^クよ^リつ^テる^ルは^ハじ^ク海^{カイ}上^ノり^テ入^イ用^{ヨウ}あ^ラむ^ルべ^シき^{コト}分^{ブン}は^ハけ^レる^ルべ^シき^{コト}之^ノ積^{ツク}を^ヲ若^ニし^シ日^ヒ和^ニら^ズば^ハ長^{チカ}逗^{ドウ}苗^{ボウ}以^テて^テし^シ糧^{リョウ}米^メ

不足のときを何せの補ふおろくも相とくの人其趣所の者より證文を
取るべし自然糧米は准し賣買米を積むおろくも屹度曲夏申し付べ
た事

一 難風は遭ひ打米仕らざるを叶はばるときと糧米のそとを捨て
其上田城米と捨て申さるべし自分の穀類のこしおろくもおろくも上
る事

一 次手米をありのりど干立べし附海上りて船具も不足をおろくも
着船の湊りて相とくおろくも事

一 江戸はおろくも田城米相渡りる以前糧米餘分断りあがりて陸へ上り申
はじま事

右の條々相守申べし若お背く族有之は於てを訴へ出べし後今日類

しりとりつゝも其料を免し市慶美下りくく且又仇心為りて
せ付らるべし自然隠し置脇よりおろくもへへを船頭を勿論水主炊は
至る所を盡く罪科は行つるべきをあり

寛文十三丑年二月 奉行

右の條目堅く相守るべし以上

年号月日 何ノ誰印

○市廻米積船船頭水主炊へ申渡の趣并請書の事

一 今度江戸市廻米何國何湊りて積渡りし付寛文十三丑年仰せ出されし
条目字お渡し申し間艦の間へ張り置船頭水主炊上乗の者おろくも相守申
さるべし事

一 田城米送状船積手代よりお渡し書面の通りお違ふき故江戸着船次第

早速納手代方へお届トケべくナカし着岸水揚ウツの節儀教ウツ違チガ又を儀印シ之シまき
米其外甘儀鼠喰アハの類有之と船頭フナ申付マへシ事

附謂ツをツあツ格別カクの甘儀有之内持ウツの節飛差有之と不足米メの分并納申
付マへシ事

一潮掛シホり日和待ヒヨの節浦ウラより送マり状シ見ミせ入津出帆ニ逗苗トウの子細手代シよ
り渡し置ツ日記案文ニの通り浦ウラと庄屋シヤとも認シめ印形イを取マり江戸
へ到キり右日記送マり状シ添手代マへ差出マをマく勿論モ日和好ヒヨり片時ハ
ありとも濃ニく逗苗トウ仕シる所トじシ事

一着船チヤクの浦ウラより調トウへ荷ニお一切積ツと申向ウツ若モし調トウへハ叶ハへハら
品有之ヒと上糸ウの首ウへ申達マし差因サを受水ウ主炊ウの内一人陸ウへ上ウり酒物仕
り船へ乗マせ申マさシ事

一船頭水主炊毎フナと不届ウツの儀有之ウツハ大勢オホの者ウツ防ウツぎ難ガく上糸ウの者
其分ウツ又渡し置ツ持マおマへハ已後イ不坪フの儀之ウツハ用捨ウツ及ウツり江ア
着ウツの上ウツ有休ウツ申マきシ事
右の糸ウツく吃度ウツ申マさシ事

右の通仰ウツせ渡マさね承知ウツ仕マり畏カり奉マり若モしお背ウツきハ何分ウツの越度ウツ
よハ仰ウツせ付マらシ事其連判ウツ差上置ウツハ依ウツて如件

年号月日
何ノ誰
印
何国何郡何村
船頭
水主 連名印
炊

何ノ誰様由役所

○市廻米積船上乗の者清書の事

差上申證文の事

一 今度江戸市城米上乗宰領拙者へ仰せ付らまはし上を市米大切又仕り市米船へ賣買お一切積せ申間敷船足と市定の通り市極印限り積申まべくは惣て市後ろ闇き様一切仕る為じくは

一 自分の儀と勿論船頭水主と申合せ市米指取申ま為じくは若し船頭水主密りに盗と取りは欲又を疑はしき致し方見問及及びり以て手帳又記し江戸に於て申上為じくは

一 雑凡に遭ひ上荷物別々欲又を何れも浦へ船寄せりとも随分情入市米濡るは移仕るべくは若し濡米より節を船中人数を申せ及及びり其所の役人中へ申觸を取揚申りて大濡中隔ハ撰分改役人悉着

の節手文へりねなき格仕るべくは勿論右儀の儀有之り節を在府の役人中へ申達し早速注進仕るべくは

一 浦と逗苗の節船より上り日数を費し或は遊女狂ひ仕る為じくは

一 市廻米の内密り又賣り又を自分の飯米より移し江戸にて買納るを致しは美仕る為じくは

一 附船中を勿論江戸其外何方へても悪米取替申為じくは

一 市廻米江戸着仕り砌を申せ及及びり其外とも一人ありとも外の者船中へ入る申間敷尤も水揚致はる内を船中又罷居りりの格の更有之りとも船中退申り念入市米を守り申まべくは市蔵所へ市米揚置り節も諸更念入いよく大切又紛失するねなき格仕るべくは為其証文差上申外依て如件

何国何郡何村

何国何郡何村

年号月日

上乗 誰 印

何の誰様内後所

○船中日記表書并前文の事

一日記帳半紙横帳より左の通り表書をなす

手号

何国何郡何村誰船

船中日記

沖船頭 誰

覚

一市城米元船2日の丸の船印お立何国何漢より江戸中を平常と風雨の
差別あり立船は仕るべく何所の浦より潮掛り一夜ありと違ふ
仕りし其所の名主へお断り入津出船の日付刻付帳面は書のせ印

形取置申とく事

一日和待潮掛り浦より逗留の子細其所の市番所へお断り日記より

置申とく尤類船一隻乗仕るべく其浦湊の者へ相談を逆

亦不苦由申し随分お考へ日和見定の出船申とく事

一浦賀市番所へ船を着由改済証文差出とく小間右証文とる日記と

一所は納手代へ差出とく事

附何所の浦より竹木堅く伐取申とる事

右の通り堅くお守り此帳面の未日記お認め納手代へ差出とく事

何国何漢出役

何の誰手代 何之 誰

年号月日

○市廻米浦觸の事

何国何郡何村

覚

一何國夫^サ何^ニ石城米何國何^ニ湊^ニ於て船積^シ送^リ江戸へ廻^スし申^ハ何^ト申^スの
浦^ノくも^シ難^ク風^ニ遭^ヒ節^ニ石料^ノ私領^ト其浦^ノくも^シ引船^ヲ差出^シ
石城米^ノ石^ノ支^ト之^ノ格念^ヲ入^レら^ズぐ^ク俵^ノ石数^ヲ別^ニ送^リ状^ニ記^シ遣^シ
以上

年号月日

何^ノ誰^{手代}
何^ノ之^誰印

石料
石私領
名主
年寄
中

右^ノ厚^シ半^切切^ニ認^メ折^クけ^テ送^リ上書^ヲ浦觸^ト状^ト認^メ下^ニ何^ノ誰^ノ
手代^何の誰^ト姓名^ヲ記^スを^多り

○石城米送^リ状^ニ認^メ方^ノ事

積送^リ申^ス江戸石廻^ミ米送^リ状^ノ事

何印何年何年貢米

何国何郡何村

一米合何千何百俵

但^シ何斗入

直^ニ乗^リ船頭 誰

此石何百何十石

上^ニ乗 誰

此運賃金何十何兩永何文

内 何十兩永何文 三^分一^何湊^波
日 三^分二^江戸^波

外

一米何俵 但^シ何斗入

上^ニ乗^リ船頭水主炊^キ粮^米

一船 五年造

船頭水主五人乗

一楳^杉行^檜楫^白楳^楳

帆^ハ十七^及木^綿

一鉄碓七頭之内

七十月日 六十五日 六十七日 五十五日
五十月日 四十五日 四十七日

一網二十二房の内

十二房 市皮二房 檜四房 葉四房

一端舟一隻此外走り道具附

一船足四寸但し極印限り

一寛文十三年の浪の各首字 一通

一船中日記帳 一冊

一浦筋状 一通

右と何国何郡去る何の年貢米の内江戸市城米何国何藩に於て何国
何郡何村誰船に積立船足お改め出船申付し書面の通るお遠く迄
お受取残運賃おけおはるべくい為其送状依て如件

何国何藩船積出後

何の誰手代

何之誰印

類船頭何国何村

誰船

年号月日

承付

何の誰手代

何の誰及

○由廻米出船注進書恐方の事

覚

一米何千石

何国何村

直隶船頭誰

右と何国何郡去る何の年貢江戸市城米何国何藩に於て積立今
日何刻日和好当湊出船申付る注進の為め斯の如くお坐以上

何の誰印

月日

何の誰印

右の通りお認め早速飛脚を以て江戸苗守居手代の方へ遣りし江戸は
 右注進の趣を受早速勘定所へ出帆注進を以てし尤も積所河岸
 より代官在詰の陣屋へも注進とあるより又代官在府あり其心得を
 以て認方と酌酌らるべし
 右廻米の儀初茨市廻米積船請負人の方へ船催促の旨し請負人方よ
 り何国何村直垂誰船とあり又を誰船沖船頭誰何百石積何年造の船具何
 せの船頭水主何人乗とつゝ美書付差出せし上右空船江戸より積湊へ
 つゝの船ありを江戸へ船見分其外吟味手代元船へ罷越し相改

むぐし極印を五六寸四方の板へ焼印を居へ持参し船縁より定法計寸
 ありと曲尺を以てし右板の焼印上端と寸のとらるとすけりひは釘
 して四方を打付るあり入陣屋最寄より出船ありと陣屋手代右の
 改めよ出ることあり多り右空船江戸川口我日出船とつゝ後を定め
 早速陣屋へ申し遣はし陣屋より積所へも通達とあり又江戸改
 めめあを其音陣屋へ申遣の上陣屋より積所へ申し達とあり惣て
 積所の模様よりつゝ手廻しより早速通達あり積所兼て申し合
 せしことあり一際心得を以て時宜とすべし

○は廻米船運賃渡後異変りる船定法事

一空船の破船前貸三分一の内前官の由失墜湊に於て破船なりとも空船を
 難風と遣り痛し船よりあり米積ぶるときを前貸三分一の内半

分之下り事

- 一 米積以上破船を運賃の内三分一下り事
- 一 打米仕船を打米の分運賃下り事
- 一 破船を濡米より取揚げて所拂ひより分又海中へ捨米あり
- 一 小も運賃の内三分二下り事
- 一 浪掛り又を垢漏り濡米より其所を于立り分と運賃の二下り事
- 一 一次手の儀運賃は構ひあり納めり節船頭弁米の事
- 一 西米積減の事空船積減着の上米高減へを前貸運賃三分割の一
- 一 江戸西米出帆積減着以後大坂廻しはお成り節を前貸後波の分

江戸廻し運賃を下り中賃を大坂廻し運賃下されり事

○西廻米濡沢手船頭弁米の事

- 一 管濡一俵二付 三升五合
 - 一 大沢手一俵二付 二升五合
 - 一 中沢手一俵二付 一升五合
 - 一 小沢手一俵二付 九合
 - 一 鼠喰一俵二付減じり分の内 四分納名主 六分船頭
- 廻船請負人敷金の事
- 一 往古を落札の國米高を積立其運賃金の三分一敷金取立り事
 - 一 中古を米一万石二付百兩づ取立り事
 - 一 當時を米一万石二付六十兩づ取立り事

○破船有之節書上の事

一破船打米ハヒンウチメのりしときを勘定所へ注進チウジンを為し着船チカフネの節を吟味ギンミの趣ソウを書記シキし猶又内寄合ナイヨクアヒの吟味ギンミ下り色シロイロの格カキよりの文言ムコトコトを勘定所へ書付カキツケせ出し其上ウヘを内寄合へ出る人数ヒトスズナリ銘ナリくは半切糸ハンキレイトの書記シキし蓋印ムシを差出サシせよべし

一内寄合ナイヨクアヒを右吟味ミナミの節を前日米高并サマイコノタカ捨米石数セトクサシエタノリ船頭水主フナトウミヅヌシ上乗ウヘノリの名前書付内寄合ナイヨクアヒの勘定奉行カンテイフダウの屋敷へ差出し帳面チヤウメンを付ツケる事あり

○浅草山蔵アサクラヤマクラの撰出し依沢手米ヨシノヅメの拂ハラひの節の事

一廻米クワノメの内撰出し米ウチノシラシメ沢手米サツテメ内蔵庭ウチクラニハのちりちり拂ハラひは成節ナルセツと蔵手代クラテの官より出役デワツの者と立會タチアヒ再應入札サエオウニサイヌと取り落札オチサツの趣ソウを書付入札カキツケニサツお添へ蔵奉行クラフダウへ差出し蔵奉行クラフダウより書付渡カキツケワタるを出役手代受取デワツテテウケ罷り飯カクり代官ダイカンより勘

定所差出方サシケルカタへ出デる事あり差由方サシユカタとも右直段ミナミと吟味ギンミ判居ハカシメりお印サシの由ユりて代官へ返マカる夫ツよりとも右の書付カキツケを山蔵へ持参チカサンし蔵奉行へ上ウせ其上ウヘを落札オチサツの者へ米引渡メシキリワタる事あり引取ヒキトリの節を門切手カドキリテと取り出デる事あり

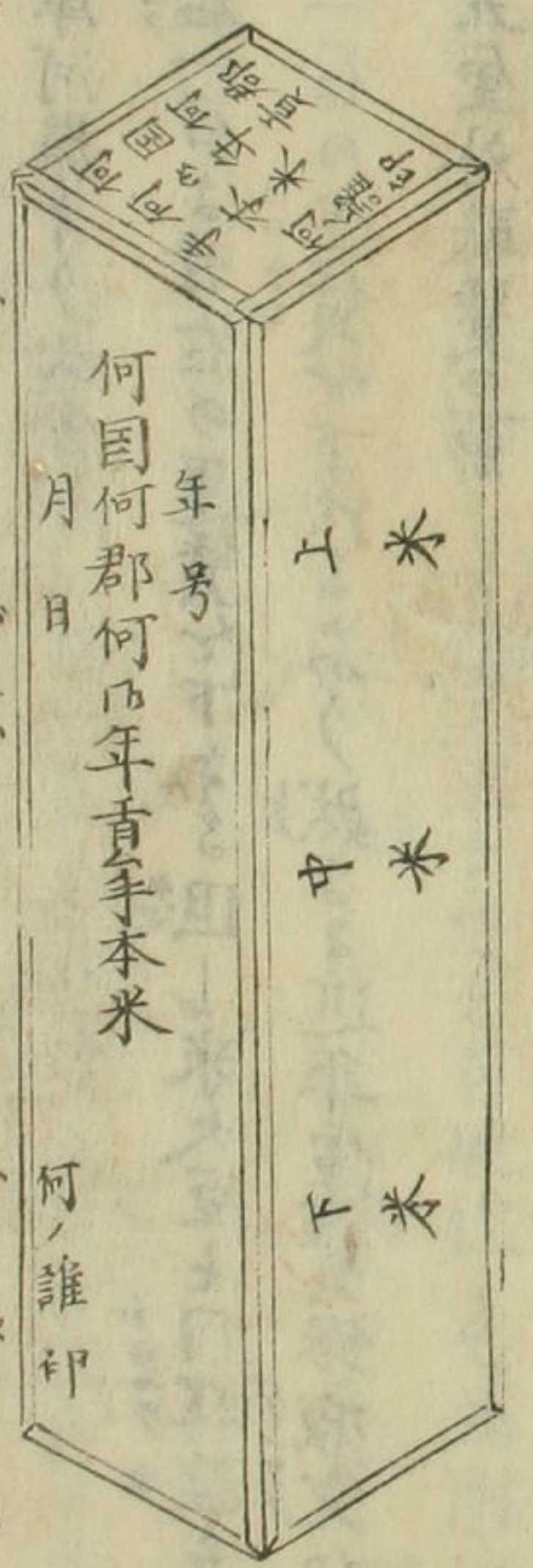
一石入札イシニサツの節を納名主ノウナメと立會タチアヒせ金子カネコを其目手代ミメテの者受取ウケトリることあり但し落札人オチサツヒトより勘定カンテイの書付カキツケに印形インガタを寫シせられ取り右金子ミナミカネと共に代官へ差出サシし代官より右書付金子カキツケカネとも納名主へお渡を但しタテマれを当分の内代官へ預アツカり置米納めお済オスせ以上ウヘを渡ワタる事あり納名主と右書付カキツケを以て在所表ゾイレヨラヒへの印シルシとともあり右を勘定元辨カンテイノハタと立タて当分の事故ウチノケコ右の通スりて事済コトスむ事あり重ねて納不足ノウメダクりて金納同カネノウドの節を右拂ミナミひ直段チカを以て同ふことあり

○浅草の蔵番数の事

一浅草の蔵古米と二百七十一番ありし由但し二番より右の通りあり一
番とつゝの蔵をふしうねを古へ伊奈家の先祖関東郡代の始めと蔵奉行
兼帯として自分領内蔵所お建らぬし由其後今の地へ引しとき右の由
緒を以て一番と領内は残せし由其後浅草の蔵建直しの節右一番の蔵
浅草へ引け當時を一番より二百五十八番を番数なり竹橋の蔵廿八
番を古米の蔵此二ヶ所あり其後本所へ蔵造立たりしなりはきを
右の由緒を以て今に至るまで伊奈家より蔵納の出役を畧衣として出
蔵奉行も同じく畧衣あり

○手本米箱仕立方の事

中二三段の仕切なり兩脇は左の如く書記を



右の箱四方は口張をし角は合せ目へ代官の判を居へ蔵役所へ由を
あり

○各所河岸より浅草蔵前まで運賃の事

- 一武州足立郡平方河岸より浅草蔵前まで運賃二分
- 一同埼玉郡権現堂河岸より同二分四厘
- 一同多摩郡高麗比企郡新河岸より同二分八厘
- 一上州邑楽郡早川田河岸より三分二厘

一 同古河岸より三分二厘
 一 同川俣河岸より二分九厘
 一 同山田郡猿田河岸より二分
 一 野州足利郡依田河岸より四分
 一 同安蘇郡奥戸河岸より三分九厘
 一 同都賀郡越名河岸より三分
 一 同板戸河岸より五分九厘
 一 同安久津河岸より六分
 右と延石一石は付右の運賃を下さる但し米大豆と同格を一石五斗
 として米一石の運賃を下ゆるあり然るは近年運賃銀減少なり
 ○五厘外駄賃の事

一 山城米積所までの附出し道法五里すとを百姓役として馬附出し定
 法あり五里外を其里数に随ひ一駄は付一里錢廿四文づく下ゆる也
 ○海船川船打替の事
 一支配村方より川船海船ホ古くあり打替はしな音村方より願出の節
 を右の船何年以前より打立の哉年并に船破損の次第を委しく吟味の上
 尚又見分吟味として手代差出しのよお違意之に於ては船方役所へ
 願書差出させ尤も船主并に大工其村々の名主印形お揃へ右願書の奥
 へ右の通り吟味致しお違意之の間船出来致しわが極印下ゆるは
 く音奥書致し代官印形を船方役所へ差出させ若し代官印用にて不在
 のときと右の趣を以て元々手代印形致し渡し遣とあり
 一 右の船出来の上を川方へ差出し極印下ゆるは音奥書印形前の如く

よしと渡し違ひあり

一石の証文を以て船方役所へ差出を節古船の極印を切枝まお添へ船方役所へ差出し新造極印を申請其段地方役所へ船方より申達する也

○海上流荷物沈荷物取揚定法の事

一浮荷物を廿分一取揚り者へ被下

一沈荷物を十分一取揚り者へ被下

右の通り之と下はる若し隠し置後日は頭をのり仕置仰せ付らる
なぐり間前觸書の通り右取揚荷物早速支配へ注進の上集り置荷
主をお待ち申さる若し半年の参らぬり返府及ぶぐ支配へ伺
ひ下知と待つる事

○川船流荷物の事

一浮荷物を十分一取揚り者へ被下

一沈荷物を十分一取揚り者へ被下

父言右日斷

○江戸より八丈島まで海上里数の事

- 一江戸より浦賀まで海上十七里浦賀より三島まで四里五里三島より下田
- やぐり三十五里下田より新島まで四十六里新島より三宅島まで四
- 三里三宅島より石蔵島まで四七里石蔵島より八丈島まで四七十五里
- 通計海上凡百六十八里あり

○島々善惡の事

一大島 此島を流人暮しと島と少く場廣あり

右の島を船手向井將監支配して豆州口島あり産物を塩紫根鱧宗螺

わたり其外魚漢もわたり島人これと以て稼と云又船稼もわたりよし

一利島 山島あり 東西一里程 江戸より四十三里

此島人家百十軒余外は蚕家五十軒あり〇人数凡四百六十人わど内男百五十人余女三百人余〇産物を絹被手綿麻鯉節干物類男女の稼魚漢薪干物織物廻船稼のよし〇田方多く切替畑あり粟稗芋大豆小豆の類少く作るよし〇吞水ふし雨降の節桶へ溜め罎の置用る由又天水ふき節と汝と土漉しして飲料とをもちあり

一新島 東西三十丁程 本村若江村合ニケ村 南北三里程

此島民家四百軒不ど外は蚕屋五十軒程あり〇人数凡二千四百四十人余内男千百三十人余女千三百人余〇産物塩木身鯉節粟螺椿実綿糸あり男女の稼魚獵干物薪織物廻船あり〇廻船あり〇商物江戸へ廻る

あり〇嶋中より井戸四ツあり深二丈四五尺香水より用り〇田方一切なく切替畑あり麦稗粟大豆小豆ホセ作と反別ふき由

一神津島 山島あり 東西一里程 江戸より五十里

此島民家百五十軒不ど〇人負六百五十人余内男三百人余女三百四十人余〇産物塩鯉節鯉鯉 粟螺椿実ホあり〇男女稼魚獵薪干物蚕少し養ひ島をて用るのよしして他へ出を程とふき由廻船あり〇商物江戸へ廻ると〇田方多く畑反別なく切替畑あり〇粟稗芋大豆小豆ホセ作る由

一由蔵島 山島あり 東西廿五丁程 此島神津利島よりわたりき島也と

民家九十軒不ど人負三百人余内男百四十人程女百六十人程〇産物塩綿葛芽延椿油鯉節ホあり〇男女の稼魚獵薪干物を製し江戸へ出を

廻船フネボシあり○黄楊ツグよりしく是亦江戸へ出を櫛クシ挽ヒくあり○田方タナタあり切替カヘガ烟カ少くあり粟稗アヒホと作る島中食料シヨクレウトホ乏しく流人ガシ餓死ウする者数多ありよし

一三宅島 東西二里 南北三里伊谷神若伊豆坪田河只合て五ヶ村あり

此島民家二百七十軒程人数凡そ千八百八十人内男五百三十人余女六百

四十人余○産物サンブツを西蔵島と同し○男女稼カセギ魚イシノ漢カン薪シノ干物カラモノ多く江戸へ出し

廻船フネボシあり○田方タナタなく畑方カ反タ別ヘツなく又持モチ王オウも極キョクあく人々出精シヨウ次第ジヤイ切替カヘガ

畑カより麦アヒ粟稗アヒ芋イモ大根ダイコン大豆ダイズ小豆コメホと作るよとて山添ヤマソの風カゼ当アらゆる

谷間コノ日ヒ当アりの所へ作付サツケするよとあり

大船戸オホフネといふ所あり山添ヤマソの砂濱スナハマを常トコに廻船フネボシ漁舟イサボネともし此所へ引上ヒキア置ケり他国の廻船フネボシ通例ツウレイをよとて依ヨ據コなき節マを立寄タチヨ引上ヒキア置ケよし

場所の廣ヒロサ五六町もありと

八丈島への通船ツウセンを何ナニも先マづ此島へ着キし日和待ヒヨリマてし出船デフネするよし

されど此島より年々越コとともゆる由八丈島へ直乘ジヤクの海上ウミを浪なみたらく

しと通船ツウセン難ナシ美ミある故あり

此島新島ニウジマと續ツき宜ヨレき島シマを江戸への通船ツウセンも宜ヨレく自由ジユウの足タビる島あり

一八丈島 東西二里半程 南北四里半程枝村エダムラ共トモ十二ヶ村あり

此島民家七百五十軒程人数四千三百五十人余内男二千五百五十人余女

二千二百人余○産物サンブツ島紬シマツツ五反掛イハカケ八反掛ヤハカケホの織物オリモノあり色イロを黄キ黒クロ鳥トリ色の

三色サンシクあり外ソトの色イロをふし椿実ツバキ青アヲを島鯉シマカサ節マあり○男女の稼カセギ耕カサ作サク魚イサ獵カ

薪養蚕カヒコ○田畑タナ共トモより然シカ共田方トモタナを少し稲イネを四月上旬シヨウゲツノミヅより六月上ムツキノミヅ

旬ツキまで植付ウヅる畑タナと麦粟稗アヒ大豆ダイズ小豆コメ芋イモ大根ダイコン蕪カホと作る然シカ共トモ風雨カゼアメ烈シ

く満足に收納するにあり依て食料不足に付米麦大豆小豆ホを国方より買入る也○雑用の物国方より買入る品茶木綿陶器鍋釜瓦丁鑿鎌剃刀小刀鉄釘其外鉄物筆紙墨烟管膳椀盆折敷の類也○紬織立負年貢納六百五六十及其外賣紬千二三百及外より八丈生絹ホを織出し一年拂代金千兩余り入る趣あり此外内澄負數筆へ難し

八丈属島より小島青ヶ島と云ふ二島あり小島を東西半里南北一里青ヶ島東西一里半南北一里と云ふ何れも民家有産物稼禾新島より

島中の鎮守を為朝大明神と云ふ鎮西八郎為朝を祭りし神社あり代官代替り具足一領充奉納あり此社の神主島の役人司あり此外菊池氏の島役人兩人あり此下より大名主小庄屋村々住居し其政法を正しく守るにあり

島中より用船二艘あり破船打替ホの節を右支配代官より同の上入用並下造管と右の船一隻充隔年より江戸へ来る之の八丈島年貢織物積出上納するあり舳帆の節を雜穀と調へ并より流入の者見届は遣す品又島入用の物も積あり此外より小舟一隻有是亦入用を並下造管とす乙是の八丈支配の青ヶ島より海上三十里程の所年貢納ホ右の舟は積八丈島へ差出し八丈島より一隻上納するにあり

右用船より頭二人あり扶持方並下帶刀致すにあり

八丈島用米八十石充年にお濟る是の江戸往返の用船一隻の船頭十人沖乗の内一人は付米一升充並下江戸逗留中日断其外諸入用米島に神社初穂米ホ也右往返并より逗留の日限日數を以て勘定し残米を百姓へ割賦し右代より米一石一斗五升は合糸織一反の積を以て織物

校正地方落穂集卷之八

七

返納するあり
 八丈島よ木綿一切なく鍋釜小鑄立るに依て用船既帆の節隔
 年白木綿二百反及鍋釜大小四百廿三箇右何れも入札を以て買上島へ渡
 たる島の者割賦返し返納として木綿三十五反及付合糸織一反鍋八五斗
 焚一ツは付合糸織一反充納る也然るは木綿はあくとも差支へふき音
 りて今止るあり鍋釜の類は汝風烈く腐を易きより由り今以てお遣る也
 八丈島流入由緒の者より見届物并書状亦送る節は先達て支配代官
 役所へ右の品々書付願書と出し其上役所より差図を受右の品内又
 役所へ持参を島掛り役入銘之と改め余情の品をお返す状の閑き状
 口紙と付折掛する也右の書状を役所の帳面は字レ苗并見届
 の品も残らぬ書苗送物に封印とし切手書付と添へ見届物願人へお渡

を願人之と受取へ丁堀船頭の旅宿へ持参しお渡船頭右切手と合せ
 之と受取を違音書付と出せ之と又役所へ差出しお届る也島より来
 る状も閑状あり是亦役所より字レ苗其状と所へお届るあり

○島手代相止り事

一前々島支配の代官より島手代お極一人に付切米百依立下島々相廻
 る節を七十人扶持江下お勤し処享保八卯年代官河原清兵衛同の上お
 止其後島手代より島地役人萬事執行ひ正法度を守り乱るあり諸
 島皆八丈より支配することあり

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之八畢

抄正地方簿籍集
卷之八

十一

